

相続届出書の添付書類  
(廃棄物処理法施行規則第12条の12第2項)

内容: 相続

番号	添付書類
1	被相続人との続柄を証する書類
2	住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)
3	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
4	資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
5	申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
6	相続人が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)
7	相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)

番号は廃棄物処理法施行規則第12条の12第2項各号と照合する。